

一般社団法人福島県理学療法士会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人福島県理学療法士会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の運営を円滑に行うことを目的として定める。

(会員)

第2条 定款第6条に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下「協会」という）に所属するものとする。

- 2 定款第11条に該当する場合、あるいは協会会員資格を失ったときは、本会の会員たる資格を失う。
- 3 名誉会員ならびに賛助会員の資格については、別途これを定める。

第3条 入会、休会、退会、復会及び異動の手続きは、本会所定の用紙をもって本会事務局を通じ会長に提出する。

2 勤務地、居住地、氏名等に変更があったときは、本会所定の用紙をもって、速やかに本会事務局に提出する。

第4条 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

第5条 会員の表彰については、表彰規程により取り扱うものとする。

第6条 会員の慶弔については、慶弔規程により取り扱うものとする。

第7条 懲罰規程については、別途これを定める。

(会費)

第8条 正会員の会費は年額9,000円とする。

- 2 正会員の会費減免の措置については別に定める規定によるものとする。
- 3 賛助会員の会費については、別に定める規程によるものとする。
- 4 名誉会員は会費を免除する。

(入会金)

第9条 新規に入会する正会員においては、協会入会金として5,000円を徴収する。

- 2 協会の会員で、他都道府県の理学療法士が移動等により本会に入会する場合、入会金を免除する。

(納入)

第10条 本会の年会費は、毎年6月30日までに本会指定の方法で納入しなければならない。

(役員)

第11条 本会の役員は理事と監事からなる。

- 2 理事は会務をそれぞれ担当し円滑な会の運営にあたる。
- 3 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第12条 役員を選出は、あらかじめ理事会において本会運営の実情を鑑み、定款第15条に基づいて定数を定め、別に定める選挙規定により行う。

(会務の運営に関する項)

第13条 会長は、理事会において会務運営上必要な局および部等を置き、組織図を定め指揮系統を整備し、会務の運営にあたる。

- 2 会長は必要に応じて委員会を設置し解散できる。
- 3 局長は、理事会の承認を得て会長より正会員の中から任命され、局を統括する。
- 4 部長は、局長が推薦し会長が委嘱する。部員は、各部の定数だけ部長により任命され、各部の業務を行う。
- 5 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が推薦し会長が委嘱する。ただし、選挙管理委員会については別に定める。
- 6 局および部、ならびに委員会の分掌規程は別に定める。

(その他)

第14条 この細則に定める事項のほかに、会務運営に必要な事項は規定を定める。

この細則は、平成26年4月1日より施行する